

東浦町
児童虐待防止対策計画



令和2年4月

東 浦 町

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	計画の基本理念	4
4	計画の期間及び見直し時期	4
5	計画の基本的な視点	5
6	基本目標	5
7	計画の体系	6

第2章 本町における状況

1	児童虐待の現状	8
2	東浦町の現状	8

第3章 基本施策（今後の取組）

1	取組の方向性	12
2	具体的な取組内容	12

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、核家族化の進行や地域での関わりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立や子育てに対する不安感や負担感が増大しています。

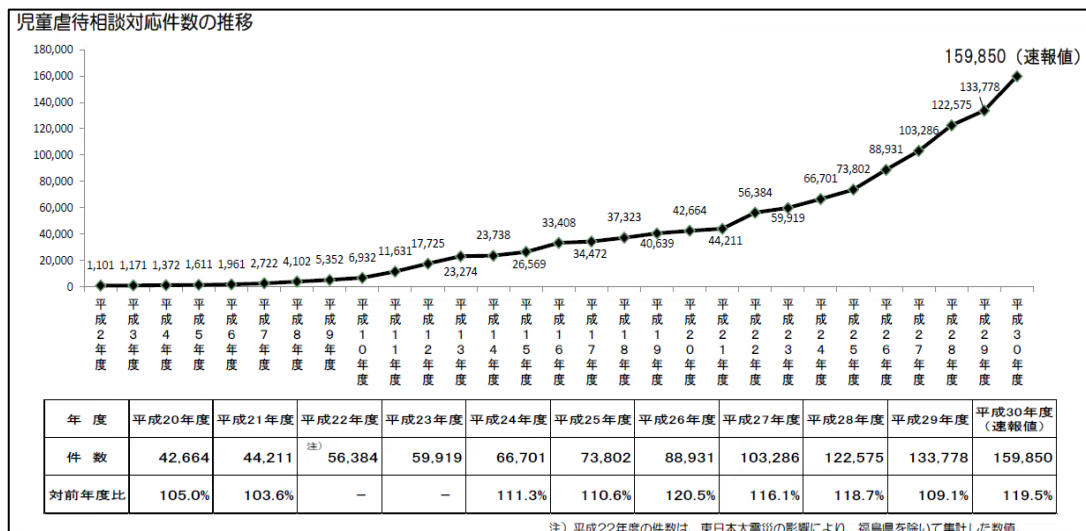
また、全国的にも児童虐待の相談通告件数は増加傾向にあり、子どもが虐待によって死亡する事案も発生しています。

虐待は、子どもの心に大きく深い傷を残し、健やかな成長に深刻な影響を与えるとともに、虐待を受けた子どもが親になり、自分もまた虐待を繰り返すという、いわゆる「虐待の連鎖」を引き起こす可能性があります。

児童虐待防止対策を進めるに当たっては、第一に子どもに視点をおいて、子どもの現在及び将来が生まれ育った家庭環境によって左右されることのないよう、子どもの成長段階に応じてその意見が尊重され、かつその最善の利益が優先して考慮された上で、すべての子どもに対して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮しなければなりません。

また、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、支援を必要とする子どもやその家庭の抱える生活不安を取り除き、世代を超えて連鎖することのないよう、児童虐待防止対策を総合的に進める必要があります。

本計画では、児童福祉法及び児童虐待防止法、令和元年度中に国が策定する児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、本町の児童虐待防止対策の体制強化を図るとともに、子どもの発達・成長段階に応じた切れ目のない「つなぎ」、教育と福祉等の「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業やNPO、自治会その他関係者間の「つなぎ」の3つの「つなぎ」を実現するために、地域の実情にあった体制整備を段階的に進めていくため策定するものです。



※厚生労働省

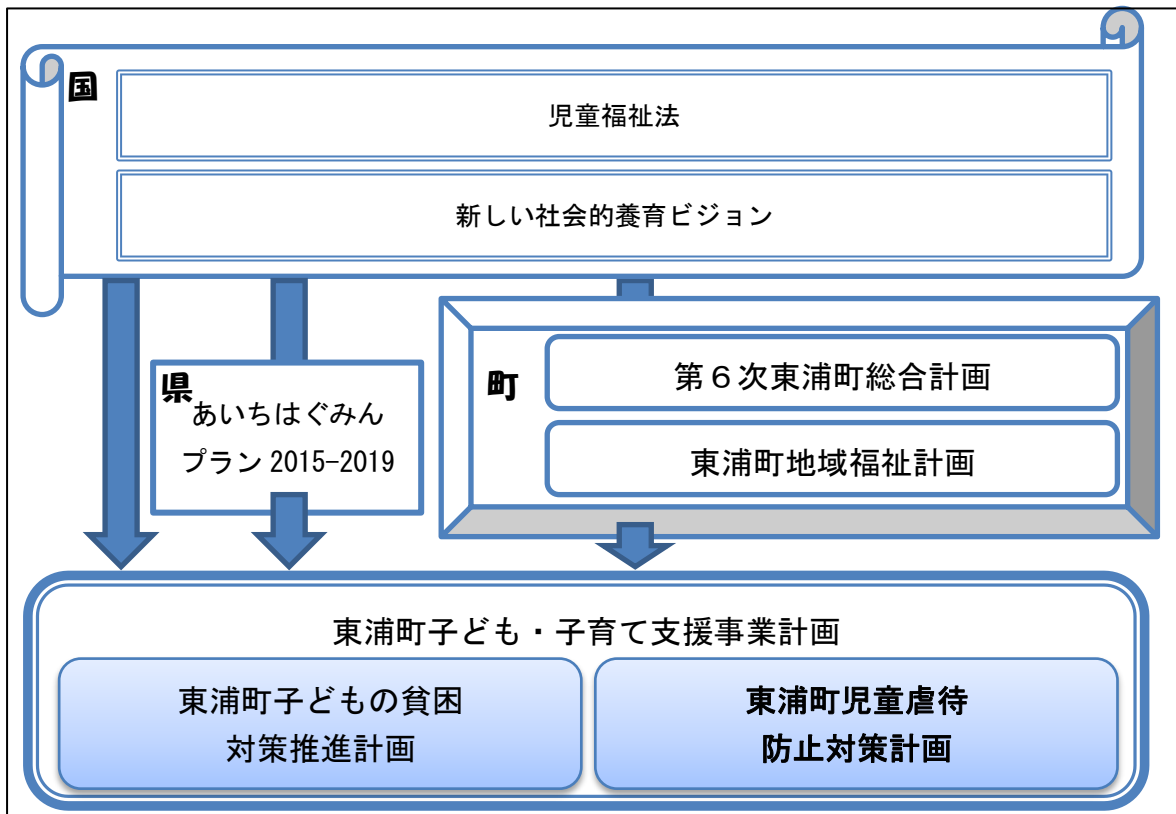
2 計画の位置づけ

本計画は、総合的な子ども・子育て支援の一環として、切れ目ない支援ができる体制整備及び地域の実情を踏まえた児童虐待の予防及び早期発見のための支援など関連する施策と一体となった総合的な対策を推進するための体制づくりを行うため、基本目標や基本施策について示していくものです。

そのため、本町のまちづくりの方向性を示す第6次東浦町総合計画、地域福祉の推進を目的として策定される東浦町地域福祉計画を本計画の上位計画と位置づけ、本町の総合的な子ども・子育て支援の方向性を示す東浦町子ども・子育て支援事業計画と本計画及び東浦町子どもの貧困対策推進計画を一体的に策定することによって、本町の子ども・子育てに関する総合的な計画と位置づけます。



○計画の位置づけのイメージ



3 計画の基本理念

児童虐待防止対策は、子ども・子育て支援の一環として考えられるべきものであるため、東浦町子ども・子育て支援事業計画の基本理念と同一とし、子ども・子育て支援の施策を総合的に推進します。

<基本理念>

『のびやかに 子どもも親も 地域と共に育つまち』

4 計画の期間及び見直し時期

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とし、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、随時、計画の変更を行います。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
子ども・子育て 支援事業計画	計画年度： 平成27年度 ～令和元年度						
子どもの貧困 対策推進計画							
児童虐待防止 対策計画							

5 計画の基本的な視点

東浦町子ども・子育て支援事業計画においては、基本理念を実現するために4つの基本的な視点を設定しています。

児童虐待防止対策は、子ども・子育て支援の一環として考えられるべきものであるため、本計画においても同一の基本的な視点とします。

<基本的な視点>

『子育て』『地域全体での子育て支援』

『親育ち』『仕事と生活の調和実現』

6 基本目標

東浦町子ども・子育て支援事業計画においては、4つの基本的な目標を設定し、子育て支援施策を推進しています。このうち、児童虐待防止対策についても、4つの基本目標に含まれているため、本計画においても同一の基本目標とします。

<基本目標>

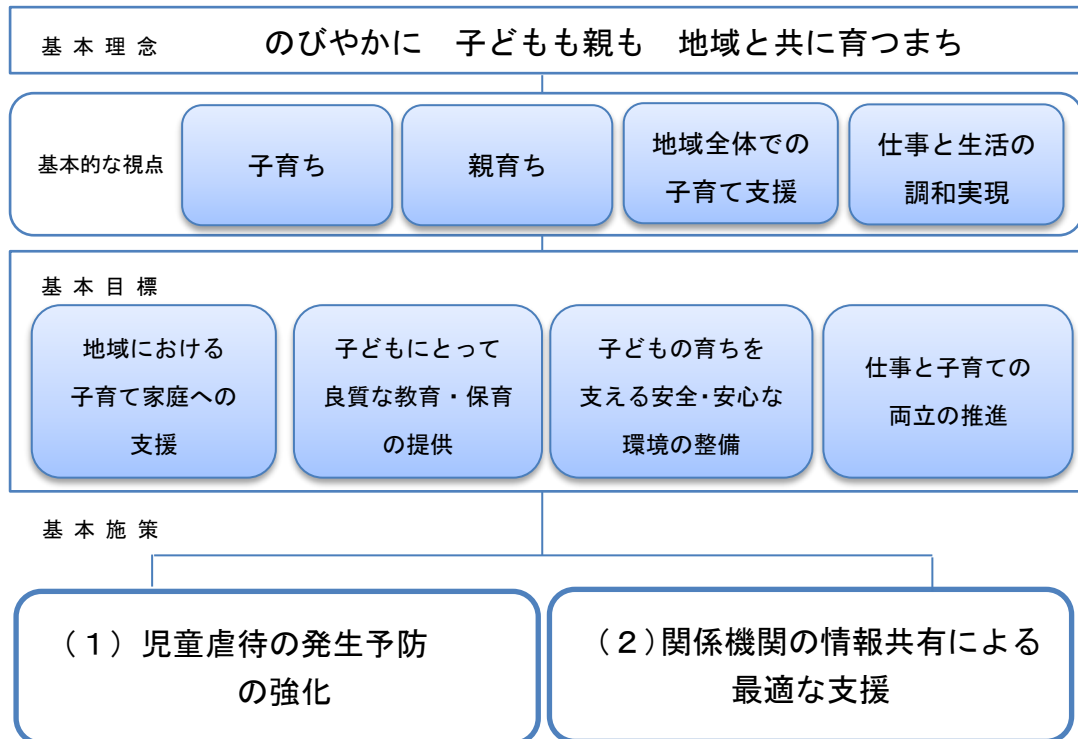
『地域における子育て家庭への支援』

『子どもにとって良質な教育・保育の提供』

『子どもの育ちを支える安全・安心な環境の整備』

『仕事と子育ての両立の推進』

7 計画の体系



第2章

本町における状況

1 児童虐待の現状

近年、児童相談センターや市町村への児童虐待相談は増加傾向にあり、児童虐待相談の統計が取り始められた平成2年度から愛知県、全国ともに児童虐待相談件数は年々増加しています。

相談の増加要因としては、児童虐待問題に対する社会全体の関心が高くなってきていることや市町村、児童相談センター、警察など関係機関の連携が強化されていることが考えられます。

2 東浦町の現状

本町においても、全国や愛知県と同様に虐待件数について年々増加しています。ケースとしては虐待や育児放棄、育児不安等が多くを占めています。

また、児童年齢別の件数を見ますと、就学前の児童の虐待案件について増加傾向が見られます。

【虐待件数】

ケース分類		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
虐待 (虐待・養育放棄)	世帯数	2件	4件	8件	7件	10件
	児童数	2人	5人	14人	10人	13人
虐待傾向 (ハイリスク)	世帯数	1件	0件	0件	0件	0件
	児童数	1人	0人	0人	0人	0人
育児不安・保護者疾病 (育児支援)	世帯数	8件	10件	9件	7件	7件
	児童数	9人	13人	11人	8人	14人
欠養護 (保護者の家出・拘禁等)	世帯数	0件	0件	0件	0件	0件
	児童数	0人	0人	0人	0人	0人
合計	世帯数	11件	14件	17件	14件	17件
	児童数	12人	18人	25人	8人	27人

【児童年齢別件数】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
就学前	2人	6人	10人	11人	12人
小学生（低学年）	5人	7人	4人	4人	4人
小学生（高学年）	3人	3人	6人	1人	5人
中学生	1人	0人	1人	1人	5人
高校生・その他	1人	2人	4人	1人	1人
合計	12人	18人	25人	18人	27人



第3章

基本施策（今後の取組）

1 取組の方向性

基本的な4つの視点及び基本目標をもとに、「児童虐待の発生予防の強化」「関係機関の情報共有による最適な支援」の基本施策を設定し、総合的かつ切れ目のない支援を行います。

2 具体的な取組内容

児童虐待の 発生予防の強化

地域における子育て相談・支援機関を拡充するとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を通じて、関係機関と子育て世帯の接点を確保し、児童虐待の発生を予防します。

子ども・子育てを支援する地域づくり

子育て家庭が地域の協力や温かい見守りを受けながら、主体的・自立的に教育ができる環境を整備します。

現状

核家族化が進み、子育て世帯の孤立化が懸念されます。

課題

子育て世帯が孤立することなく、地域で支え合って子育てができる環境が必要です。



取組内容

- 乳幼児の健康診査の未受診者については、児童虐待のハイリスクとなりやすいことから、児童課、健康課を中心に関係機関が連携し、状況把握を行います。【児童課・健康課】
- 妊産婦や乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要に応じた支援プランの策定や保健医療、福祉に関する関係機関と連携するため、子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健施策と子育て支援施策の両面から切れ目のない支援を提供します。【総合子育て支援センター・健康課】

○妊婦事業や健康診査等を実施し、支援を要する妊婦の把握と関係機関との情報共有を行い、関係機関と子育て世帯の接点を確保し支援につなげることで、児童虐待の発生を未然に防止します。

【総合子育て支援センター・健康課】

○児童虐待につながる望まない妊娠・出産対策のため、助産師などによる性の指導を学校で実施します。

【健康課】

○妊娠届出時に妊婦の抱える不安を把握し、必要に応じて養育支援訪問等の支援を実施します。

【健康課】

○いじめや不登校をはじめとした学校生活及び家庭生活での悩みをかかえる児童・生徒、保護者等の相談を受ける窓口及び電話相談窓口である「こどもと親のほっとライン」により、深刻な諸問題の早期対応・早期解決します。

【学校教育課】

○地域全体で児童虐待に対応していくとともに、子育てに不安を感じている保護者に対し、相談窓口を周知し、早めの相談を呼びかけるため、愛知県や知多福祉相談センター（知多児童・障害者相談センター）等と協力し、オレンジリボン・キャンペーンを実施します。

【児童課】



関係機関の 情報共有による 最適な支援

児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、愛知県知多福祉相談センター及び本町、関係機関の役割や体制整備を行います。

関係機関の連携強化

各関係機関が常に情報を共有し、協力して支援を行います。

現状

児童虐待の問題は様々な要因が絡み合っており発生していることが多く見受けられます。

課題

当該家庭の支援や問題の解決にあたっては専門的な知識が求められます。



取組内容

- 行政機関、その他関係機関が連携して適切に児童虐待に対応するため、東浦町要保護児童対策地域協議会の調整機関である児童課の専門性の向上を図り、従来以上に児童虐待に対応できる体制を整備します。【児童課】
- 児童課が情報収集の窓口となり、知多福祉相談センター（知多児童・障害者相談センター）と連携し児童虐待に迅速かつ的確に対応します。【児童課】
- 関係機関とのネットワーク強化を図るため、東浦町要保護児童対策地域協議会を開催し、児童福祉、保健医療、教育、警察等、関係機関との情報共有を図ります。【児童課】

○児童虐待通告に対しては、近隣住民や学校、保育園・児童館、病院を始めとした関係機関の協力が不可欠です。関係機関と連携を図るため、知多福祉相談センター（知多児童・障害者相談センター）や東浦町教育委員会、関係団体との情報共有や個別支援会議を開催します。

【児童課】





東浦町児童虐待防止対策計画

令和2年3月作成

発行：東浦町

編集：東浦町健康福祉部児童課

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

TEL 0562-83-3111

FAX 0562-83-9756